

市税に係る減免措置調査票

		所属名	計画調整局
① 減免対象	市税の税目 (該当に○印)	個人市民税 ・ 法人市民税 ・ <u>固定資産税</u> 軽自動車税 ・ 事業所税	
	減免内容	大阪ドーム(スタジアム部分)	
	減免内容 (該当条例等)	条例 <u>規則</u> 第 4 条 の 3 第 29 号	
② 財政支援の必要性	<p>(1) 政策目的 全天候型の大阪ドームは、国際的なスポーツイベントや大規模コンサートイベント等の開催による文化・情報の発信拠点として、市民の娯楽・交流の場を提供するとともに、スポーツ・文化の振興や大阪の集客性を高め、地域の活性化を図る各種イベントの実施により“大阪への集客”に大きく貢献するとともに、市民参加イベント等収益を目的としないイベントの受け皿にもなっている。 また、東南海・南海地震防災対策推進計画において、公共施設以外で唯一の津波避難場所に指定されるなど、非常に公益性の高い施設である。</p> <p>(2) 支援の必要性(理由) 株式会社大阪シティドームは会社更生手続に際し、更生管財人の主導の下、ドーム施設の売却、事業承継に向け、ドーム社と関係の深い民間企業数社との交渉の結果、平成18年5月1日に、大阪市、オリックス(株)及び更生管財人との間で「基本確認書」を締結するにいたった。「基本確認書」には、「ドーム機能ないし公共性の維持に関する条件」を満たす場合、大阪市は固定資産税の減免など従来からの支援を継続する旨が含まれているため。</p>		
③ ②で財政支援の必要性があるとした場合、市税による減免措置による支援の必要性の有無	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無		
④ ③で「有」とした場合、その理由	<p>②記載の基本確認書で確認している従来からの支援の一つに固定資産税の減免を含んでおり、本市とオリックスグループが基本確認書に掲げる各条件を相互に履行することから、必要であるため。</p>		

《ヒアリングにおける所属の意見等》

<p>⑤ 確認書によりこれまで措置してきたが、いつまで継続するのか。</p>	<ul style="list-style-type: none">・基本確認書において、オリックスが「ドーム機能ないし公共性の維持に関する条件」を満たす場合、大阪市は固定資産税の減免など従来からの支援を継続する旨を約している。・オリックスには、所有権の取得から10年間は、第三者への転売を禁止するなどの厳しい制約を課す中、本市・オリックスの双方が基本確認書に記載の事項を相互に履行することで、ドーム機能が維持されていることから、減免を継続することが必要である。
--	--